

個人番号（マイナンバー）提示は義務ではない

・・・でも個別法で？

2月12日 内閣府・総務省・厚労省・国税庁・個人情報保護委員会の職員の方々と、私たちが出した30項目の質問に答える形で省庁交渉が行われました。

交渉内容を報告します

Q就業規則の中に「個人番号カード」を社員証として使うという事を記載すると個人番号カード申請の強制になってしまうのでは？

答（内閣府）：「個人番号カードは各自の申請によります。申請がなければ交付しないのですから申請に至る経過には関知しません。“国民の関係です”。就業規則に“マイナンバーカードを社員証に”と記載したとしてもマイナンバー法には違反しません」

*参加した市民から：おかしいよ！カード申請は各自の自由なのにそれをできないようにすることをよしとすると、マイナンバー法の“自由な申請”という趣旨と抵触するのでは！

Qマイナンバー制度の導入でどのくらい費用対効果があるのですか？

答（内閣府）：「把握していません。試算していません。定量的に示すのは難しいが、効果は相当あると考えています。」

Qマイナンバー情報を扱う事業者はどのような方でもいいのですか？

答（内閣府）：「許可でも届け出でもありません。共通番号法12条で漏えい対策をすることになっています。しかし、絶対に漏れないとは言えない」

Qマル優や証券特定口座は番号を提示しないと開設できないのですか？

答（国税庁）：「租税特措法や個別法で個人番号を義務付けているケースでは番号の提示がなければ口座は開設できません。必要なケースは288項目です。番号法という基本法では義務でなくても、個別法で義務になっているものは番号が必要なのです。だから“移動情報”のような番号提出義務の規定のない場合は経過措置で書かなくてもOKなのです。」

QJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの情報開示があまりないのですか？

答（総務省）：「J-LISは地方共同法人で多くの地方自治体で作ったものです。国、地方自治体の情報公開の対象ではありません。機構の情報公開の基準で公開します。」

Q通知カード未達の方へ、このカードで居住関係を見るので取りに来ないときは住民基本台帳の職権消徐を行いますとの自治体の通知は問題なのでは？

答（総務省）：「一般的には居住関係の調査の必要があるから通知カードだけで直ちに消徐を行う事にはならない。」

Q番号の提供、収集は義務ではないのでは？

答（総務省）：「番号法（基本法）では提供収集の義務規定はありません。しかし個別法での対応になります。個別法で義務規定があれば義務となります。」

ちょっと待って
マイナンバー

い 2・12

2016/02/12



Q特定秘密保護法 12 条の“適正評価”では特定個人情報（マイナンバー付き個人情報）が入ってきますか？

答（内閣府）：「特定個人情報を使う必要はなし。今のところ番号を集めることはありません。」

＊前回は法的な問題よりも具体的に現実的な対応を聞いたので「番号記載がない書類も受け取ります」「番号記載なくても不利益を与えるようなことはない」「市民の受益権はなくなりません」と言っていた。

しかし今回はその根拠法令を尋ねたら“原則基本法では義務なし・自由意思”と言いながら“個別では義務があるのですよ”と言い始めました。かなりマイナンバーを広めることに必死になっているようです。

省庁交渉の翌日マイナンバー制度の課題を考える市民集会で「個人番号カード」の問題点が議論されました。

今後個人番号カードと健康保険証が一体化されるとどうなるのか？法律で個人番号と健康保険証との紐付けが規定されなければ安全か？

医療業務にかかわる方からの指摘では、「12桁の番号と紐付けしなくとも、“医療等ID（医療等分野の独自の番号）”と個人番号カードの中のICの中に入る“公的個人認証”とが繋がれば、医療機関と保険者と被保険者（患者さん）とがネットワーク化され“公的個人認証”（マイナンバーの番号は介在しない）をキーとして医療情報が紐付けされてしまう」との指摘がありました。

マイナンバー制度の導入と同時に“公的個人認証”は民間の利用も許されています。

個人番号カードの普及はこのように非常にセンシティブな医療情報のネットワーク化を造り出してしまう危険性を持っています。

それ故、『個人番号カードの申請をしない！』『個人番号カードと健康保険証との一体化は絶対反対！』と言っていかなければと思われました。

マイナンバー違憲訴訟 4月12日東京地裁第一回公判

昨年12/1 全国五か所（仙台・新潟・金沢・東京・大阪）で原告156名が①マイナンバーの収集・保存・利用・提供の禁止②マイナンバーの削除③11万円の慰謝料を求める民事訴訟を起こしました。今年3/24には神奈川・愛知・福岡でも235名が提訴。東京訴訟は

“マイナンバー制度は憲法13条の人格権から導き出されるプライバシー権（自己情報コントロール権）への侵害である”との主張を4月12日11:00 東京地裁103号法廷で第一回目の意見陳述をします。国民総背番号制による監視社会、個人の尊厳への否定、なりすまし犯罪、さらに個人情報のビッグデータ化によるグローバル企業の情報の利活用といったプライバシー権への侵害の問題点を明らかにし、違憲の判決を勝ち取りたいものです。



違憲訴訟
弁護団の先生方